
1 循環型社会システムの確立

1-1 生活様式の転換の促進

1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発(循環型社会推進課)

(1)ごみ減量化の経緯

平成 12 年 6 月、「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。この法律では、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されているとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1 - 発生抑制、2 - 再使用、3 - 再生利用、4 - 熱回収、5 - 適正処分という順位とされました。

また、平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が一部改正され、平成 12 年 6 月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が公布されました。これは、循環型社会を形成していくために必要な 3R¹の取り組みを総合的に推進するための法律です。

ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす工夫をし(リデュース)、さらには何度も繰り返して使い(リユース)、そのうえで、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化(リサイクル)することが必要です。

(2)普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及活動等を行いました。

ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

環境月間(5月30日～6月30日)、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)を中心として、平成 17 年度に次のようなキャンペーンを実施しました。

マスコミや県・市町村の広報媒体を活用したごみの散乱防止啓発を実施。
一日森林環境部長や消費者、事業者など各種団体等と連携し、駅、公園、観光地等で、啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。
各市町村においても、ごみの一斉収集活動を地域住民等に呼びかけた。

¹ Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)

ポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止と3R 推進の普及・啓発活動の一環として、昭和 57 年度から県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象にポスター・標語コンテストの募集を行っています(平成 17 年度で 24 回目)。

平成 17 年度は、ポスター515 点、標語 1,989 点の応募があり、優秀作品を表彰するとともに、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会のコンテストに応募出品しました。

マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)

近年、生活様式の多様化や消費意識の変化等により、容積比でごみの約6割を占める容器包装をはじめとするごみの排出量の増加が深刻な問題となっています。

このことから、消費者、事業者に買い物袋(マイバッグ)の持参や簡易包装への協力等と呼びかけ、レジ袋、包装紙等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機としています。

県では、毎年 10 月をキャンペーン強調月間とし、マスコミや県・市町村の広報媒体を活用し、消費者・事業者への呼びかけを行っています。

ごみ減量化県民運動「やまなしエコライフ宣言」

県民、事業者、行政が実施すべきごみ減量化のための様々な実践活動を提示し、その中から、宣言者が自ら実施できる(目標とする)活動を選択し、これに取り組んでいくことを宣言する「やまなしエコライフ宣言」の登録を平成 15 年度から呼びかけています。

・宣言者数 22,872 人(平成 18 年 8 月末現在)

省資源・省エネルギー運動の推進(県民生活課)

省資源・省エネルギーの重要性や環境にやさしいライフスタイルの定着についての意識啓発を図るために、次のような月間キャンペーン等を実施しました。

夏季及び冬季の省エネルギー対策(8月1日は夏の省エネルギー総点検の日、12月1日は冬の省エネルギー総点検の日)について、テレビスポットやポスター掲示等により、県民への呼びかけを行った。

10月を環境にやさしい買い物キャンペーン月間とし、広報誌、テレビスポットやポスター掲示等により、消費者、事業者への呼びかけを行った。

2月を省エネルギー月間とし、テレビスポットやポスター等による普及啓発を行った。

また、9月には、地球温暖化対策の一環として期待される新しい省エネルギーサービス事業である ESCO 事業について、自治体職員を対象に事業概要及び導入ガイドラインについて説明会を開催し、その導入促進を図りました。

2 ごみ減量・リサイクル推進の施策(循環型社会推進課)

(1)ごみ減量化やまなしモデルの推進

家庭ごみの発生抑制等の推進やリサイクル分別収集の推進を図るため、住民をごみの減量化の

実践に導く動機付けとなる効果的な手法と推進すべきリサイクル分別収集品目を示した「ごみ減量化やまなしモデル」を策定しました。これに基づき、市町村に対して地域の実情に応じた実施を促し、本県の家庭ごみのより一層の減量化を図ります。

発生抑制等・リサイクル分別収集を推進する手法

住民に動機付けを与える次の3つの手法により、ごみの発生抑制等・リサイクル分別排出の実践活動に導いてごみ減量化を図ります。

規制的な手法(戸別収集)

ステーション収集方式から可燃ごみ等の門先への排出による戸別収集方式へ転換

経済的な手法(有料化)

住民に対する費用負担の公平性が高く、仕組みがわかりやすい指定袋・単純従量制による有料化

奨励的な手法(奨励策)

家庭での生ごみ処理により生成される堆肥を奨励品と交換

推進すべきリサイクル分別収集品目

既存のリサイクル分別収集品目に加え、新たに「ミックス紙」「生ごみ」「廃食油・剪定枝・衣類」をリサイクル品目として分別収集してリサイクルの推進を図り、焼却・最終処分されるごみの減量化を図ります。

ごみ減量化やまなしモデルの推進

ごみ減量化やまなしモデルに沿った市町村事業に対して支援を行うことにより、モデルの実践を促して、山梨県のごみ減量化を推進していきます。

(2)環境にやさしいイベントの推進

県内では、県や各種団体等により、年間を通じて様々なイベントが開催されています。イベントは、多くの人に参加し、華やかなものですが、一方で多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。

このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

(3)ISO等に基づく環境保全活動

環境に配慮した率先行動計画の実践

今日の環境問題は、大気汚染、水質汚濁、廃棄物問題など地域的な問題から、地球温暖化問題などの地球環境問題まで広汎にわたり、また、その原因も、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会における我々の生産活動やライフスタイルに深く根差したものとなっています。

これらの幅広く、また、原因者が多岐にわたる今日の環境問題を解決するため、県民、事業者、行政といった社会のあらゆる主体に、環境保全に向けた積極的な取り組みが求められています。

そこで、県では、事業者・消費者としての立場及び県民や事業者が環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、ISO14001の規格に準拠した環境マネジメントシステムを導入した山梨県

環境保全率先行動計画(以下、計画という。)を策定し、率先して環境保全に関する施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、日常事務や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めることとし、省資源・省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の購入・使用(グリーン購入)の推進、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、温室効果ガス総排出量削減に取り組んでいます。

なお、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日公布)第21条に基づく温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する実行計画として位置づけています。

項目()内は単位		H14実績	H17実績	増減率(%)	目標 対H14年度
燃料	電気(kwh)	46,397,928	48,268,241	4.0%	3%
	ガソリン(リットル)	1,539,742	1,588,589	3.2%	3%
	軽油(リットル)	152,868	130,293	-14.8%	3%
	灯油(リットル)	1,256,402	1,217,951	-3.1%	3%
	A重油(リットル)	1,168,219	932,838	-20.2%	3%
	都市ガス(m ³)	409,629	371,975	-9.2%	3%
	LPG(m ³)	40,311	41,713	3.5%	3%
コピー用紙(枚; A4判換算)		96,293,943	96,790,203	0.52%	10%
上水道(m ³)		729,494	665,519	-8.8%	H14年度以下
廃棄物	可燃ごみ(kg)	886,059	882,590	-0.39%	6%
	リサイクル率(%)	38.87%	36.1%		60%
グリーン購入	コピー用紙再生紙使用割合(%)	99.6%	99.9%		100%
	印刷用紙再生紙使用割合(%)	96.1%	98.6%		100%
	グリーン購入割合(%)	96.3%	99.4%		100%
温室効果ガス(t-CO ₂ トン)		28,859	28,822	-0.13%	3%

平成17年度率先行動計画実績(全庁)

ISO14001の認証取得

ISO14001は、組織の活動、製品・サービスによる直接的または間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であり、環境に対して、組織の活動が与えている影響または与えるかもしれない影響(環境影響)を明確にし、悪影響を与えないようにするためのシステムです。

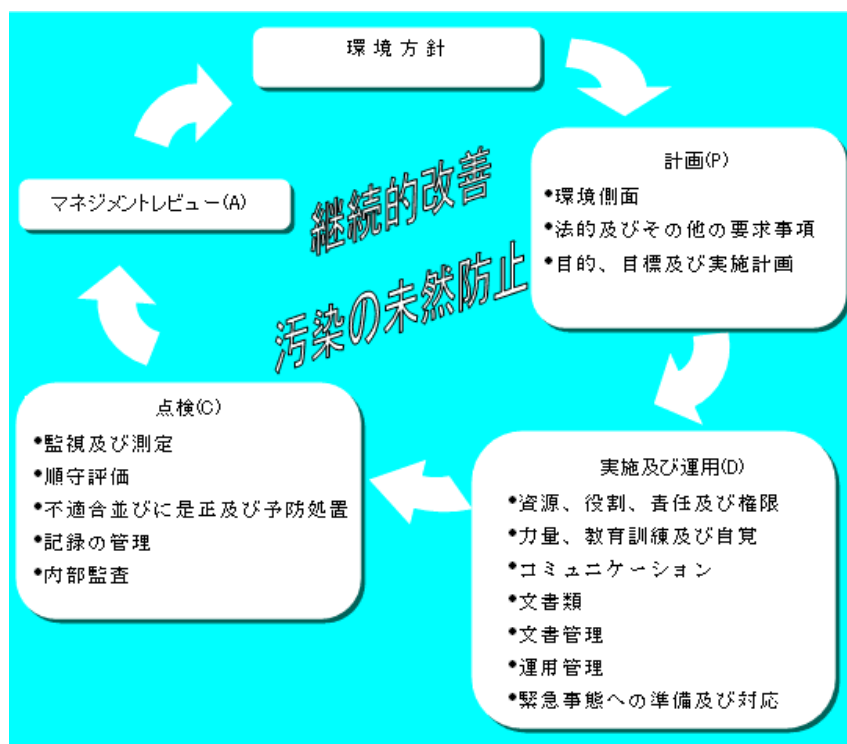
環境マネジメントシステムでは、組織が自ら環境方針および目的を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを実施及び運用(Do)し、その結果を点検及び是正(Check)し、さらに次のステップを目指した見直し(Act)を行うというPDCAサイクルを確立します。これにより、環境マネジメントシステムを継続的に向上させ、環境に与える有害な負荷を減少させることをねらいとしています。

県では、環境保全率先行動計画の取り組みを進めつつ、環境保全に対する職員の意識をより一

層改革し、環境保全率先行動計画の信頼性と成果の向上を図るため、平成16年3月3日に本庁舎と北巨摩合同庁舎を適応サイトとしたISO14001の認証を取得しました。

県では、省資源・省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の購入・使用(グリーン購入)の推進、廃棄物の減量化・リサイクルの推進(エコオフィス)、公共事業における環境負荷低減、本来の事務・事業における環境活動の3分野を取り組み項目としています。

平成17年度の取り組みについては、平成18年1月にISO14001認証登録審査機関による定期サーベランス(外部監査)を受け、認証の継続が認められました。



3 企業、事業者における環境対策への支援等

(1)多量排出事業者排出抑制推進事業(環境整備課)

県内の事業者の産業廃棄物(事業系一般廃棄物を含む)の発生抑制に関する積極的な取り組み状況を公表し、適正な取り組みを行った事業者を認定することにより、事業者の発生抑制に向けての取り組みを支援します。

平成17年度は、3事業者(製造業2社、建設業1社)が参加し、立入調査などを行い発生抑制の取り組み状況や削減目標の達成状況、廃棄物の適正処理の状況などを確認したところ、各事業者の積極的かつ適正な取り組みが認められたため、認定を行いました。

また、立入調査などで確認した発生抑制の取り組み状況などを県のホームページで公表しました。

(2)ISO14000 シリーズ指導事業(工業振興課)

各企業の環境保全に関するISO14000 シリーズの取得を支援するため、民間コンサルタントの専門家を取得希望中小企業(8社)に派遣しました。

(3)金融面における支援(商業振興金融課)

本県では「山梨県商工業振興資金融資制度」の中に「環境・雇用対策資金(環境対策融資)」を設け、中小企業を対象とした低利融資の仕組みを整えています。

融資の概要

環境対策融資

融資対象

資本金又は出資金が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人、個人及び組合

対象施設

- ・事業活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設・設備
- ・代替フロン・脱フロン型物質を使用し、又は特定フロン等を回収するための施設・設備
- ・ISO14000の認証取得、HACCPシステムを導入し、総合衛生管理製造過程の承認取得のための資金
- ・許可を受けた一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び変更許可を受けた既施設の改築
- ・産業廃棄物を自ら処理するのに必要な施設・設備
- ・省エネルギー・リサイクル等に資する施設・設備
- ・国土交通大臣が認定した低公害車を購入又はその燃料充填設備(ガソリン、軽油及びLPGを除く)の整備
- ・知事が認定した粒子状物質減少装置の整備
- ・環境保全、環境に対する負荷を軽減するための山小屋等のトイレ整備

融資条件

- ・利率 年2.1%(保証付1.8%)(平成17年4月1日現在)
- ・貸付限度額 設備資金 5,000万円以内 事業費の80%以内
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 2億円以内 事業費の80%以内
 - 運転資金 2,000万円以内
 - ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内
- ・償還期間 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む)
 - (山小屋等のトイレ整備関係)
 - 設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 10年以内(2年以内の据置を含む)
 - 運転資金 7年以内(2年以内の据置を含む)
- ・償還方法 元金均等割賦償還

融資の状況

年度(平成)	9	10	11	12	13	14	15	16	17
貸付件数(件)	6	1	2	1	7	7	3	7	3
貸付実績(千円)	151,000	25,600	23,800	150,000	182,000	212,700	8,120	283,100	29,460

1-2 資源の循環的な利用の促進

1 リサイクル法と山梨県分別収集促進計画(循環型社会推進課)

(1)第四期山梨県分別収集促進計画の推進

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行されました。

また、平成12年4月から一部猶予されていた容器包装3品目も対象とされ、法的には完全実施となり、平成13年4月からは、プラスチック容器包装と紙製容器包装の識別表示(マーク)も義務化され、消費者がゴミを出すときの分別が容易となりました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、平成17年に第四期の市町村分別収集計画(平成18年度～22年度、5箇年計画)を策定しました。

県が策定した本計画は、同法第9条の規定に基づき、第四期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第三期の計画の実施状況を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型経済社会システムの構築に寄与しようとするものです。

(2)計画の概要

計画期間

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5箇年計画です。計画は5年を一期として3年ごとに策定することとしており、本計画は第4期目の計画になります。

対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイのみの分別収集も可)、鋼製容器包装(スチール缶)、アルミ製容器包装(アルミ缶)、段ボール、飲料用紙製容器包装(紙パック)の10品目が対象です。

市町村分別収集計画の策定状況

市町村単独の分別収集計画と一部事務組合単位の分別収集計画を合わせ県下29市町村の全てが計画を策定しました(平成17年度末 全市町村数29)。

分別収集取り組み市町村数

対象品目/年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
無色ガラス	29	29	29	29	29
茶色ガラス	29	29	29	29	29
その他ガラス	29	29	29	29	29
その他紙製容器包装	20	22	25	25	25
ペットボトル	28	28	28	28	28

その他プラスチック	28	28	28	28	28
(白色トレイ)	28	28	28	28	28
スチール缶	29	29	29	29	29
アルミ缶	29	29	29	29	29
段ボール	29	29	29	29	29
紙パック	26	28	28	28	28

計画品目数別の市町村数

計画品目数 / 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
10 品目	20	22	25	25	25
9 品目	6	6	3	3	3
8 品目	2	0	0	0	0
7 品目	0	0	0	0	0
6 品目	1	1	1	1	1

容器包装廃棄物排出見込み量

(単位 : t)

容器包装廃棄物排出	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
見込み量	68,595	68,970	69,359	69,899	70,490

分別収集見込み量

(単位 : t)

対象品目 / 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
無色ガラス	2,158	2,183	2,219	2,240	2,272
茶色ガラス	2,261	2,266	2,277	2,285	2,299
その他ガラス	1,539	1,588	1,646	1,694	1,750
その他紙製容器包装	569	600	641	672	704
ペットボトル	1,324	1,424	1,534	1,651	1,772
その他プラスチック	2,367	2,515	2,675	2,837	3,005
(白色トレイ)	80	84	92	100	107
スチール缶	3,303	3,292	3,282	3,244	3,233
アルミ缶	1,115	1,136	1,160	1,177	1,198
段ボール	6,433	6,602	6,777	6,946	7,124
紙パック	243	255	264	276	286

分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

(ア)基本方策

本計画を着実に実施するにあたっての基本方策は、次のとおりです。

ごみ減量化・リサイクルへの意識啓発

地域の実情と特性を勘案した、市町村における効率的な分別収集体制の促進

再商品化製品の積極的な使用の促進

(イ)分別収集の促進の意義に関する知識の普及

ごみ減量化・リサイクルへの意識啓発

(ウ)市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

市町村の分別収集に関する情報の収集及び提供

市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

市町村における取り組み

環境教育の充実

住民の意識把握と普及啓発

過剰包装の抑制

買い物袋の持参の徹底

リユース・リサイクルの推進

地域住民との連携による推進

2 資源の循環的な利用の促進

(1)山梨県リサイクル製品認定制度(循環型社会推進課)

県内の再生資源を原料とするリサイクル製品の利用拡大と県内リサイクル産業の育成を図るために、平成 15 年度に「山梨県リサイクル製品認定制度」を創設しました。認定製品は平成 18 年 3 月 31 日現在で次の 125 製品です。

砕石	35(3)製品	アスファルト	24(4)製品
木チップ	13(2)製品	肥料	14(1)製品
プラスチック製品	7製品	ブロック類	12(5)製品
紙製品	4製品	コンクリート・アスファルト添加剤	2製品
木炭	3製品	コンクリート製品	3製品
その他	8(2)製品		

()内は、平成17年度に認定された製品の件数



山梨県リサイクル認定製品表示マーク

(2)事業所リサイクルネットワーク化事業費補助事業(循環型社会推進課)

事業系一般廃棄物の減量化については、ゼロエミッション事業や ISO14001 の取得等、大規模事業所を中心として取り組みが進んでいますが、本県の大多数を占める中・小規模事業所においては、経済性等から単独の取り組みには限界があります。

しかし、事業系一般廃棄物は性状、品質が一定している等、リサイクルしやすい利点もあることから、複数事業所の連携により効率的なリサイクルシステムを構築することが可能です。

このため、複数の排出事業者、収集運搬事業者、リサイクル事業者、市町村等の連携によるリサイクルシステム構築に係る調査、研究等のソフト事業に対し補助を行っています。

補助率	対象事業に要する経費の1/2以内
補助限度額	200万円

平成 17 年度は1団体(生ごみリサイクル)に、88 万円余を助成しました。

(3)使用済み自動車のリサイクルの促進(環境整備課)

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」により、平成 17 年1月から新たな自動車のリサイクルシステムが本格的に移働しました。この法律は、自動車メーカー、自動車所有者、解体業者・破砕業者等関連事業者の役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくりサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への啓発普及活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者等の関連事業者を監視指導しています。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物²の状況(環境整備課・大気水質保全課)

一般廃棄物は、市町村が処理に関する一定の計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全上支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に対し、処理計画の策定等について必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な援助、財政的な支援を行っています。また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、二次公害を未然に防止するための助言を行っています。

(1)ごみ処理等の状況(環境整備課)

ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量(以下「総排出量」という)の推移は、次のとおりです。

区分	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
計画処理区域人口(千人)		885	887	887	889	889	888	885	884
ごみの総排出量(千t/年)		289	316	313	325	329	332	334	333
一人一日あたりの排出量(g)		891	977	966	1,001	1,014	1,026	1,033	1,031

ごみの排出量の推移

平成 16 年度のごみの総排出量は年間約 33 万 3 千 t。これは前年度に比べて 0.3%の減少となっています。これは、法改正により、廃棄物の野外焼却が、一部の例外を除き禁止されたことに伴う収集処理量の一時的な増加傾向に歯止めがかかったためと考えられます。また、一人一日当たりの排出量は 1,031gと、前年度に比べて 2g減少しました。

²産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める 20 種類のもの)以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び 20 種類以外の事業系の廃棄物の総称。

ごみ処理の状況

県下のごみは、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが70.8%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが29.2%となっています。

収集されたごみは、次のとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが17.2%、減量化されるものが73.7%、最終処分されるものが9.1%となっています。

ごみの中間処理施設はごみ焼却施設11施設(処理能力合計1,279t/日)、粗大ごみ処理施設4施設(処理能力合計145t/日)、リサイクルプラザ4施設(処理能力合計85t/日)、ごみ固形燃料化施設1施設(処理能力10t/日)などとなっています(中間処理施設一覧は資料編に掲載)。

(単位:t/年)

処理方法 / 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
焼却施設	228,548	254,869	249,742	259,869	266,355	267,588	266,906	270,975
直接埋立	13	21	35	35	533	999	210	131
粗大ごみ処理・資源化等施設	38,486	44,274	45,948	51,060	48,212	47,719	56,044	47,722
ごみ燃料化施設	0	0	1,885	1,859	1,824	1,859	1,864	1,821
その他の処理	18,482	3,041	2,404	1,063	1,179	1,272	1,138	512
直接資源化	-	10,176	10,888	9,982	10,261	9,483	11,982	9,329
合計	285,529	312,381	310,902	323,868	328,364	328,920	338,144	330,490

ごみ処理の状況

なお、平成12年4月から「容器包装リサイクル法」が完全施行されたことを受けて、すべての市町村が10品目の全部又は一部の品目を分別収集しています。平成16年度の県内市町村の分別収集状況は右のとおりです。

区分	分別収集計画量(t)	分別収集度実績量(t)	収集率
無色ガラス	2,617	1,970	75.3%
茶色ガラス	2,660	2,100	78.9%
その他の色ガラス	1,300	1,556	119.7%
ペットボトル	1,175	1,151	98.0%
その他の紙製	837	252	30.1%
その他プラスチック	2,823	320	11.3%
(白色トレイ)	82	43	52.4%
スチール缶	4,676	2,976	63.6%
アルミ缶	1,141	1,032	90.4%
紙パック	269	176	65.4%
段ボール	5,862	6,176	105.4%

容器包装リサイクル法の実績

(2)し尿処理の状況(環境整備課・大気水質保全課)

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。

水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められており、本県における水洗化率は、89.5%(平成16年度、平成15年度は87.9%)です。

し尿の処理状況(環境整備課)

し尿の処理状況については下表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえでを行っています。市町村により計画収集される量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると

17.9 万kl/年であり、これらは農地還元されるものを除き、し尿処理施設において衛生的に処理されています。

(単位:kl/年)

区分	年度	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
し尿排出量		222,536	218,817	219,635	219,596	212,650	204,896	197,469	175,685	178,600
計画 収集 量	し尿処理施設	221,862	218,294	218,790	217,185	209,972	202,376	194,690	172,364	176,884
	海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元	0	0	330	2,051	2,283	2,260	2,367	2,831	2,649
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	221,862	218,294	219,120	219,236	212,255	204,636	197,263	174,433	179,533
自家処理量		674	523	515	360	395	260	206	252	246

し尿の処理状況 *浄化槽汚泥を含む。[出典:山梨の一般廃棄物]

浄化槽(大気水質保全課)

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっており、平成 17 年度末現在の設置数は、150,733 基となっています。

なお、平成 17 年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次表のとおりです。

処理方式		~ 20	21 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~	合計
単独処理 浄化槽	腐敗型	12,570	1,272	170	63	30	0	14,105
	ばっ気型	24,070	2,522	168	36	13	1	26,810
	分離接触ばっ気	59,997	6,193	40	7	2	0	66,239
	分離ばっ気	14,226	1,157	10	3	1	0	15,397
	散水ろ床	3	0	0	0	0	0	3
	その他	35	0	1	0	1	0	37
	小計	110,901	11,144	389	109	47	1	122,591
合併処理 浄化槽	分離接触ばっ気	750	537	44	16	16	0	1,363
	嫌気ろ床接触ばっ気	9,141	66	1	1	1	0	9,210
	回転板	0	2	3	6	4	1	16
	接触ばっ気	57	990	649	300	207	58	2,261
	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	8	133	121	64	66	29	421
	長時間ばっ気	0	0	3	12	12	27	54
	標準活性汚泥	0	1	3	10	7	6	27
	その他	13,699	958	66	26	18	23	14,790
小計	23,655	2,687	890	435	331	144	28,142	
合計	134,556	13,831	1,279	544	378	145	150,733	

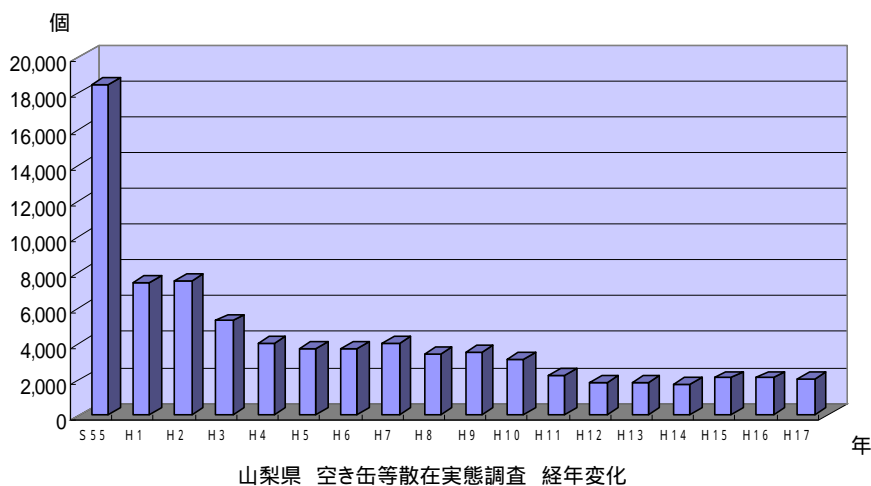
浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

(3) 空き缶等への対策(循環型社会推進課)

一般道路やその周辺、市街地の広場や公園などでのごみの散乱は、自然や生活環境の美観を損ねるばかりでなく、人に不快感を与え、また、環境衛生上の問題を生じます。このため、県では、快適で美しい環境を保全することを目的とし、昭和 59 年 3 月「山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例」を制定しました。また、県下 28 市町村においても(山中湖村を除く)同様の条例が制定さ

れています(平成 18 年 5 月 1 日現在)。

県では、昭和 55 年以降「空き缶等散在実態調査」を県内主要道路 12 地点で行っており、その結果は下図のとおりです。調査地点での空き缶等の散乱数は、多少の変動はありますが、年々減少してきており、昭和 55 年を基準とすると、平成 17 年度は9分の1の水準となっています。



2 産業廃棄物の状況(環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など 20 種類に限定されています。平成 16 年度の発生量を対象に平成 17 年度に実施した「産業廃棄物実態調査(簡易調査)」の結果は、次のとおりです。

(1)産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,678 千 t/年であり、このうち有価物量 25 千 t/年を除いた排出量は発生量の 98.5%にあたる 1,653 千 t/年でした。

排出量を業種別にみると、建設業が 517 千 t/年と最も多く全体の 31.3%を占め、次いで上下水道業 429 千 t/年(26.0%)、鉱業 350 千 t/年(21.2%)、製造業 347 千 t/年(21.0%)と続き、この 4 業種で全体の 99.4%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が 953 千 t/年と最も多く全体の 57.7%を占め、次いでがれき類 483 千 t/年(29.2%)、金属くず 51 千 t/年(3.1%)、廃プラスチック類 31 千 t/年(1.9%)の順となっています。

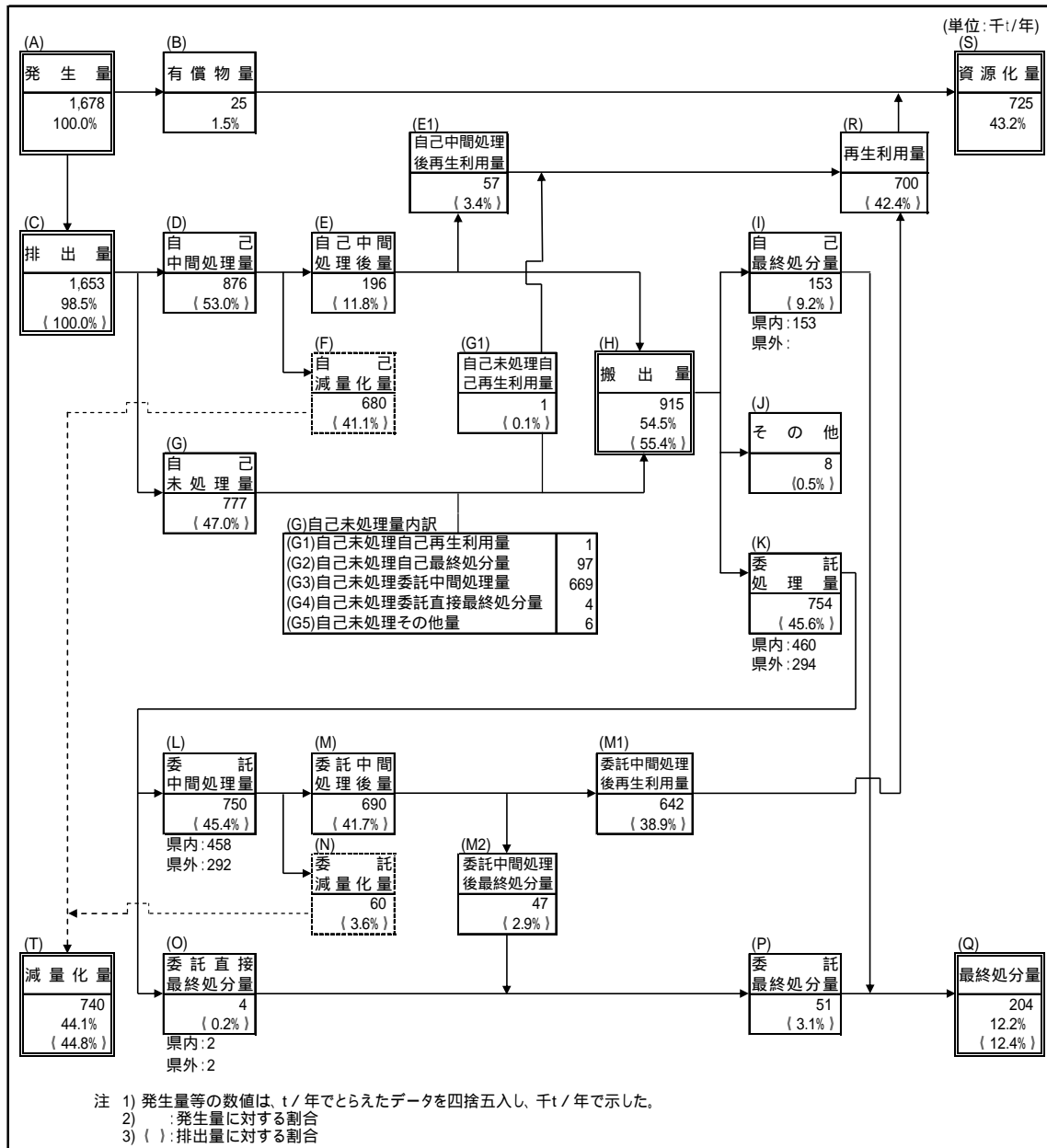
種 類	排出量(千t/年)	構成比(%)	種 類	排出量(千t/年)	構成比(%)
建設業	517	31.3%	汚 泥	953	57.7%
上下水道業	429	26.0%	が れ き 類	483	29.2%
鉱 業	350	21.2%	金 属 く ず	51	3.1%
製 造 業	347	21.0%	廃プラスチック類	31	1.9%
そ の 他	10	0.6%	そ の 他	135	8.2%
合 計	1,653	100.0%	合 計	1,653	100.0%

業種別排出量

種類別排出量

(2)産業廃棄物の処理の状況

各事業所から発生した産業廃棄物(農業から発生する廃棄物を除く。)の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



発生量1,678千t/年(A)のうち1.5%にあたる25千t/年(B)が有償物として再利用され、残りの98.5%にあたる1,653千t/年(C)が産業廃棄物として排出されている。排出量1,653千t/年(C)は、一部が自己中間処理(D)され、再生利用(E1)や減量化(F)が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量(G)を合わせたものを搬出量(H)と呼んでいるが、これはさらに自己最終処分(I)又は委託処理(K)される。委託処理では、中間処理(L)による減量化(N)や再生利用(M1)又は最終処分(M2)(O)が行われる。

この結果、発生量の43.2%にあたる725千t/年(S)が資源化され、44.1%にあたる740千t/年(T)が減量化され、12.2%の204千t/年が最終処分されたことになる。

3 廃棄物対策

(1)山梨県廃棄物総合計画(環境整備課)

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、県民生活を豊かにする一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場のひっ迫、不法投棄などの問題を生じさせており、環境への負荷の低減が図られた循環型社会への転換が必要となっています。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の整備を進め、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分の推進を進めています。

本県においても、山梨県公害防止条例の見直しを行い、平成 17 年 3 月、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分についても盛り込んだ山梨県生活環境の保全に関する条例に改正しました。

この条例に基づき、県民、事業者、行政が取り組むべき責務を定め、廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため廃棄物総合計画を策定しました。

計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第 61 条に基づく計画

計画期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

計画の対象

山梨県生活環境の保全に関する条例第 59 条に定める廃棄物等

計画の目標

	項 目	基 準 年		目 標 年	
		平成 15 年度		平成 22 年度	
		(千t)	構成 (%)	(千t)	構成 (%)
一般廃棄物	排 出 量	348	100	312	100
	再生利用量	61	17	87	28
	減量化量	255	73	202	65
	最終処分量	32	9	23	7
産業廃棄物	排 出 量	2,000 (1,598)	100	2,302 (1,297)	100
	再生利用量	992	50	921	40
	減量化量	751	38	1,213	53
	最終処分量	247	12	161	7
	そ の 他	8	1	7	0

()内は、下水道汚泥を除いた値

各主体の役割

主 体	役 割
県 民	日常生活に伴うごみの排出者として、発生抑制等に努めるとともに、市町村の行う適正処理に協力すること。
事業者	事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、発生抑制に努めるとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
市町村	一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
県	県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を担うこと。

廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2)一般廃棄物の適正処理指導(環境整備課)

本県では、一般廃棄物の不適正処理による生活環境の汚染及び処理施設からの二次公害を防止するため、次の対策を講じています。

一般廃棄物の計画的な処理

市町村では、ごみ及び生活排水の処理について、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく一般廃棄物処理実施計画(毎年度)を策定し、一般廃棄物の適正処理を行うこととされており、県では、各市町村の処理計画策定等について、必要な助言を行っています。

一般廃棄物処理施設の維持管理

市町村の一般廃棄物処理施設については、適正な維持管理を行うため、機能検査並びに放流水、ばい煙等の検査を定期的実施するよう助言しています。また、県においても、一般廃棄物処理施設への立入検査実施要領による立入検査や放流水等の検査を実施し、処理施設の適正な維持管理を行っています。

<ul style="list-style-type: none"> ・放流水の検査 ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設の放流水を採水し、基準に適合しているかを検査し、必要に応じ助言。 ・施設への立入検査 施設への立入検査を定期的実施し、適正に維持管理されているかを監視。

(3)一般廃棄物処理広域化計画(環境整備課)

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は、平成9年5月28日付けで各都道府県あて、ごみ処理広域化計画を策定する

よう通知しました。

県は、平成 9 年 6 月に「廃棄物資源化推進構想」を策定し、資源化施設整備の基本方針として、環境にやさしい処理システムの構築や未利用エネルギーの有効活用と併せ、ごみ処理の広域化を推進することとしました。

県はさらに、平成 11 年 3 月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定しました。この計画は、ごみの発生抑制やリサイクルを進め、どうしても処理しなければならないごみについては、24 時間連続運転の焼却施設で処理し、ダイオキシン類の削減とエネルギーの有効活用を図り、環境に十分配慮した広域的なごみ処理システムとすることを基本としています。

このため、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的には 300t / 日以上焼却施設の整備が可能となるよう県内を 3 ブロックに区分しました。

ごみ処理の広域化は、既存の焼却施設の更新時期が異なるため、ブロック内の他施設への集約化や 100t / 日以上焼却施設の新設等により段階的に広域化を進めることにしています。目標では、平成 19 年度までに焼却施設を 10 施設に集約することとしており、平成 14 年 12 月のダイオキシン類排出基準強化に合わせ 11 施設に集約され、現在では 10 施設が稼働しています。

こうしたごみ処理施設の広域的整備により、山梨県内のダイオキシン類の排出量は、平成 9 年度の現状排出量に対する削減率が広域化計画終了時の平成 19 年度には 97.1%、20 年後の平成 29 年度には 98.6%となり大幅な削減効果が期待されます。

また、平成 14 年 12 月から新たに灰溶融固化施設を備えた 24 時間連続運転の焼却施設が、3 施設稼働するなど焼却灰の資源化による最終処分量の削減やごみ発電の導入などのサーマルリサイクルの推進が図られています。

(4)産業廃棄物の処理対策(環境整備課)

産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、昭和 53 年 4 月以降、産業廃棄物処理計画を策定し、これに基づき取り組んできたところですが、平成 18 年 2 月には、一般廃棄物を含めた廃棄物全般にわたる山梨県廃棄物総合計画を策定し、諸施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、右のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

区分	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	143	80
産業廃棄物処分業者	144	80
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	4	1
特別管理産業廃棄物処分業者	3	0
産業廃棄物処理施設	134	46
産業廃棄物排出事業者	980	401
合 計	1408	608

排出事業所等立入件数(平成17年度)

イ 処理業者の状況

平成 17 年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
区 分		業者数	区 分		業者数
収集運搬業		1,430	収集運搬業		167
処分量	中間処理	93	処分量	中間処理	5
	最終処分	1		最終処分	0

産業廃棄物処理業許可状況(平成17年度末現在)

ウ 中間処理施設の状況

平成 17 年度末における事業者及び処理業者が設置している中間処理施設の整備状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)	処理能力	許可施設数
汚泥の脱水	10m ³ /日超	17
汚泥の乾燥(機械)	10m ³ /日超	2(1)
汚泥の乾燥(天日)	100m ³ /日超	
汚泥の焼却	5m ³ /日超	3(3)
廃油の油水分離	10m ³ /日超	
廃油の焼却	1m ³ /日超	3(3)
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超	1(1)
廃プラスチック類の破砕	5t/日超	6(6)
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超	3(3)
木くず又はがれき類の破砕	5t/日超	78(63)
コンクリート固型化		
水銀を含む汚泥のばい焼		
シアン分解		2(2)
廃PCB等の焼却		
PCB汚染物の洗浄		
その他の焼却	200kg/h以上	15(7)
合 計		130

事業者の中間処理施設整備状況(平成17年度末現在)

(注) 処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設である。同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。()は、処理業者が設置したもの

施設等の内容	施設数	処理能力
燃え殻		
焼却	2 (2)	108.2 t /日
堆肥化	1	6.0 t /日
汚泥		
焼却	3 (3)	165.5 t /日
堆肥化	4	230.5 t /日
生物処理	1	100.0 m3/日
分級混練	1	480.0 t /日
酸化・還元	2	22.4 m3/日
脱水	1	14.4 t /日
乾燥	1	4.0 t /日
造粒固化	1 (1)	120.0 m3/日
廃油		
焼却	3 (3)	82.0 t /日
堆肥化	1	90.0 m3/日
油水分離	0	0.0 t /日
廃酸		
中和等	3 (1)	1135.0 m3/日
廃アルカリ		
中和等	3 (1)	1135.0 m3/日
廃プラスチック類		
焼却	4 (4)	61.2 t /日
破碎	20 (6)	740.6 t /日
圧縮・切断等	32	2345.9 t /日
減容固化等	12	36.0 t /日
紙くず		
焼却	6 (6)	163.8 t /日
破碎	11	187.7 t /日
圧縮	10	1630.5 t /日
減容固化等	3	30.8 t /日
木くず		
焼却	8 (8)	172.8 t /日
破碎	30 (21)	2664.4 t /日
圧縮・切断	3	186.2 t /日
堆肥化等	3	26.4 m3/日
減容固化	2	22.8 t /日
圧縮	1	19.5 t /日

施設等の内容	施設数	処理能力
繊維くず		
焼却	6 (6)	163.8 t /日
破碎	11	206.0 t /日
圧縮	7	1134.1 t /日
減容固化	2	22.8 t /日
切断	1	3.0 t /日
動植物性残さ		
焼却	3 (3)	129.9 t /日
堆肥化	5	163.1 t /日
生物処理	1	100.0 m3/日
油水分離	1	5.0 t /日
破碎	1	28.8 t /日
乾燥	1	4.0 t /日
ゴムくず		
焼却	3 (3)	129.9 t /日
破碎	7	150.8 t /日
圧縮・切断等	10	606.2 t /日
減容固化	1	16.0 t /日
金属くず		
破碎	13	877.2 t /日
圧縮・切断等	29	2103.7 t /日
選別	1	7.2 t /日
ガラス・陶磁器くず		
破碎	35 (4)	17280.9 t /日
圧縮・切断等	21	969.4 t /日
選別	1	7.2 t /日
がれき類		
破碎	44 (43)	31036.2 t /日
圧縮・切断	3	194.2 t /日
動物のふん尿		
堆肥化	1 (0)	9.6 t /日
特別管理		
廃油	1	38.1 m3/日
廃酸	3	1135.0 m3/日
廃アルカリ	4	1149.4 m3/日
感染性	1	38.1 t /日
汚泥	2	1105.0 m3/日

産業廃棄物処理業者の中間処理施設の整備状況(平成18年9月1日現在)

* 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがある。

* ()は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、平成10年10月に法改正の内容を踏まえ、従来の事前協議制度を継続するとともに、必要な見直しを行いました。

この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう処理業者等を指導しています。

(主な改正点)

- ・ 住民への早期情報開示・意向の反映
- ・ 専門委員会の意見の反映
- ・ 合意形成の範囲の改善など

(5)PCB処理基金への拠出(環境整備課)

PCB廃棄物処理基金は、中小企業者等が保管する高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減等に充てるため、平成13年度より、国及び都道府県からの補助金等により造成されています。各都道府県の拠出額は、平成12年度国勢調査における人口割りで算出され、本県は平成13年度から各年度1千4百万円を拠出しています。

なお、県内のPCB廃棄物は北海道事業として北海道室蘭市の処理施設で処理されることとなり、平成16年6月に環境大臣による事業認可がなされ、平成18年3月に処理施設が起工されました。

4 廃棄物の不法投棄防止対策(廃棄物不法投棄対策室)

(1)廃棄物不法投棄対策室の設置

平成16年4月から新たに「廃棄物不法投棄対策室」を設置し、市町村や警察など関係機関との連携を図る中で、不適正処理に対して迅速に対応しています。(警察併任職員を含む6名体制)。

(2)廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成3年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内6つの林務環境部(H18.4～林務環境事務所)ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動を実施しています。

(3)夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成11年度から実施してきた民間警備会社への委託による監視パトロールについて、平成17年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールを委託して実施しています。

(4)不法投棄監視協力員の養成

平成17年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を養成し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています(平成17年度216名登録。)

(5)山梨県産業廃棄物不適正処理防止連絡協議会の設置

平成6年9月5日に山梨県警察本部生活保安課が事務局となって設立された「山梨県産業廃棄物不適正処理防止連絡協議会」が行う、産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等取締りに関する情報交換、産業廃棄物の不法投棄防止の広報啓発等の活動に参加し、不適正処理や不法投棄防止対策を実施しています。

(6)不法投棄阻止施設設置事業の実施

住民参加による不法投棄防止活動として、平成 10 年度から実施してきた「不法投棄防止対策モデル事業」を組み替え、平成 16 年度から、不法投棄阻止施設の設置と併せて不法投棄対策を実施することにより、悪質な不法投棄者に対して、より強制力を持たせた「不法投棄阻止施設設置事業」を実施しています。

設置地区名		甲府市善光寺町茶道峠
事業内容	地区選定の理由	・茶道酒折線の茶道峠周辺は、恒常的に不法投棄が行われるため、環境衛生面も考慮して不法投棄阻止の防護柵を設置する。
	阻止施設の内容	・不法投棄阻止用ネット型フェンス H = 2,000mm L = 108m
	実施主体	峡中地域廃棄物対策連絡協議会、甲府市
	実施場所	茶道酒折線
	設置日	平成 18.3.24
	以降の取り組み	・再発防止のための重点的な監視活動に努める。

設置地区名		豊富村関原地区
事業内容	地区選定の理由	・山間部が多い関原地区は、道路脇の山林などに繰り返し、不法投棄が行われており、対応に苦慮している。
	阻止施設の内容	・不法投棄阻止用鋼製ネットフェンス H = 1,800mm L = 108m
	実施主体	峡東地域廃棄物対策連絡協議会、豊富村
	実施場所	村道 5042 号線
	設置日	平成 17.12.15
	以降の取り組み	・再発防止のための重点的な監視活動に努める。

設置地区名		北杜市東部、西部及び中央部の国道 20 号、141 号・県道須玉～白州間
事業内容	地区選定の理由	・国道 20 号、141 号並びに接続する市道及び林道は、夜間の不法投棄が多いため、赤色灯が点滅する自発光看板を設置する。
	阻止施設の内容	・自発光型警告看板 8 基
	実施主体	峡北地域廃棄物対策連絡協議会、北杜市
	実施場所	国道 141 号県道待避所他 7ヶ所
	設置日	平成 17.12.28
	以降の取り組み	・再発防止のための重点的な監視活動に努める。

設置地区名		富士吉田市大明見地区
事業内容	地区選定の理由	・富士吉田市大明見地区・鳥居地峠山頂付近については、不法投棄が繰り返して行われるため、防止柵を設置する。
	阻止施設の内容	・ガードレール設置型フェンス H = 2,000mm L = 60m
	実施主体	藤北麓地域廃棄物対策連絡協議会、富士吉田市
	実施場所	鳥居地峠山頂
	設置日	平成 18.3.23
	以降の取り組み	・再発防止のための重点的な監視活動に努める。

平成 17 年度不法投棄阻止施設設置事業の実施状況

5 公共関与による産業廃棄物最終処分場整備(環境整備課)

近年、事業活動によって排出される産業廃棄物や日常生活に伴って排出される一般廃棄物は、

量的に増大するとともに、質的にも多様化しており、その適正処理が社会的に重要な課題となっています。特に、本県における廃棄物の最終処分は、その多くを他県の処分場に依存している状況にあり、県内での廃棄物最終処分場確保が行政においても最重要課題です。

このため、平成 5 年度に「公共関与による廃棄物最終処分場整備方針」を策定し、県内 5 地域に最終処分場を順次整備していくことにしています。